

石巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年3月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 病院局石巻市立病院
- 2 監査期間 平成30年2月19日から同年3月27日まで
- 3 監査対象範囲 平成29年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営（平成30年1月31日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成29年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。